

竹原市民生都市建設委員会

令和7年2月21日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第10号 市道路線の廃止及び認定について
- 2 議案第11号 ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について
- 3 議案第16号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第17号 竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第18号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第21号 令和6年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第23号 令和6年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第24号 令和6年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第25号 令和6年度竹原市下水道事業会計補正予算（第3号）

(その他)

- 1 竹原市立地適正化計画の改定について
- 2 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年2月21日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
今 田 佳 男	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
山 元 経 穂	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
平 井 明 道	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
道 法 知 江
大 川 弘 雄
堀 越 賢 二
高 重 洋 介

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局主任主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
建 設 部 長	岡 崎 太 一
市 民 課 長	大 森 宏 一
地 域 づ く り 課 長	内 山 修
地域支えあい推進課長	広 近 撰
建 設 課 長	古 川 芳 民
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時56分 開会

委員長（下垣内和春君） それでは、時間より早いんですが、皆様おそろいになられましたので、ただいまより始めさせていただきます。

皆さん、おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して少し大きな声で発言していただきますようによろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結しましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第1回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第10号外8議案につきまして説明をさせていただきます。慎重な御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案のほうに入ります。

議案第 11 号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長（広近 摂君） おはようございます。

それでは、議案第 11 号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の 17 ページ及び議案参考資料の 19 ページとなります。

議案参考資料のほうで説明させていただきますので、議案参考資料の 19 ページのほうをお開きください。

本案は、ふれあいステーションただのうみの指定管理者を指定しようとするものでございます。

提案の内容でございます。

ふれあいステーションただのうみの指定管理につきましては、その施設の設置目的、地域協働の観点から地域住民の人材活用、地域に密着した管理運営による地域活性化や利用者の利便性の向上を鑑み、総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者を引き続き指定するものであります。

管理を行わせる施設ですが、名称としましてふれあいステーションただのうみ、指定管理者となる団体ですが、名称としましては特定非営利活動法人福祉ステーションただのうみ。指定管理の期間になりますが、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとなっております。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日。根拠法令は地方自治法第 244 条の 2 となります。

議案第 11 号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第 16 号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（大森宏一君） では、議案第16号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案等補足説明資料に沿って御説明申し上げますので、まず1ページ目を御覧ください。

本案は、申請者の利便性の向上を図ることを目的として印鑑登録証明書の交付申請時における認証の手段を追加するよう見直しを図るものでございます。

2ページ目を御覧ください。

現行、印鑑登録証明書を窓口で取得しようとする場合には、印鑑登録証が必須となっております。改正の内容につきましては、印鑑登録を受けている方が自ら窓口で交付申請する場合において、官公署の発行した顔写真つき身分証明書を提示することで、この印鑑登録証の添付がなくても印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう追加するものでございます。官公署の発行した顔写真つき身分証明書としては、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートといったものを想定しております。

3ページに改正後の条文を載せております。

条例改正の施行期日は、令和7年4月1日を予定しております。

議案第16号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第17号竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域づくり課長。

地域づくり課長（内山 修君） それでは、私のほうから議案第17号竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

まずは、議案書49ページを御覧ください。

今回の改正の要旨は2点でございます。

まず1点目は、忠海東町四丁目8番40号、忠海永楽院の斎場の廃止でございます。

忠海永楽院の施設につきましては、平成13年3月に発生しました芸予地震によりまして施設にダメージを受けまして、施設の運営を休止しております。

条例の廃止につきまして、昨年12月24日に地元の忠海自治会に説明を行い、環境美化と土砂流出の防止、要望はございましたが、おおむね合意をいただきましたので、今回上程するものでございます。

2点目は、竹原市斎場の安定的な運営のための使用料改正、料金区分、対象年齢の改正でございます。

資料は、議案補足説明資料の4ページを御覧ください。

1の概要につきましては、竹原市斎場が築35年を経過し、光熱水費、燃料費、人件費、修繕費が増加傾向でありまして、受益者負担の原則に基づきながら市民の皆様の使用料の値上げをお願いするものでございます。

なお、使用料負担が難しい特別な状況にある方におきましては、墓地埋葬法第9条、竹原市火葬場設置及び管理条例第6条によりまして、従来より無料で火葬業務を行っております。

2番、火葬場費の推移でございます。

火葬場費は大きく分けまして、火葬業務の運営費と修繕費の合計となります。

運営費においては、光熱水費や燃料費、人件費、今後増加が見込まれております。

また、修繕費用が大きくかかる傾向にありまして、これまでの修繕費については火葬炉3基の内部タイルや火葬機器の定期的な取替えでしたが、昨今は水漏れや油漏れ、浄化槽の壁のひび割れ、電気機器の故障、様々な施設の修繕緊急対応が必要になっております。

また、収骨までの時間において、携帯電話のWi-Fi設置、昼の部屋の座椅子の設置、男女洋式水洗トイレの設置、改修など、個別の緊急対応を行っております。

3番に行きます。

3番において、火葬1件当たり現在6万1,584円の費用がかかっております。受益者負担率におきましては、現在、市内の方は16.5%、市外の方は24.7%となっております。

続きまして、4、2つの視点から使用料の検討を行いました。

使用料の改定の基本方針につきましては、1、受益者負担率を市内の方50%、市外の方100%とした場合、市内の方は3万700円、市外の方が6万1,500円となりまして、かなり高額となります。

一方、（２）県内他市町の火葬場使用料の平均値の場合です。

７ページを御覧いただきますと、県内市町の使用料料金の一覧がございます。なお、２３市町のうち安芸４町につきましては火葬場はございません。したがって、１９市町の平均値となります。市内の方、平均が１万６，５１１円、市外の方は４万３，０２２円となりまして、かなり平均値が現在の使用料に近いものとなっております。

元の５ページに戻りますが、（３）番です。今回の御提案する使用料につきましては、この２つの視点を検討し、受益者負担の原則を踏まえ、急激な負担増とならないよう市内の方は現行の１．５倍以内、市外の方につきましては２倍以内で試算をしております。

５は、今回の改定額案でございます。

市内の方で１万５，０００円、市外の方で３万円です。消費税はかかりません。

また、対象年齢につきましては、過去、子供、大人の１２歳という区分につきまして、県内市町や県外の自治体にお聞きしましたところ、科学的な根拠が乏しいということを判断いたしまして、令和４年４月の民法改正に伴う成人年齢１８歳を区分としてこれを根拠に変更したいと考えております。

なお、１８歳未満の方で不幸にもお亡くなりになられた方や死産児、羊膜や臍帯など胞衣等につきましては、市内の方は無料とさせていただきました。一方、市外の方につきましても年齢区分を１８歳として３万円、１８歳未満の方につきましては従前の割合を踏襲し、１８歳未満の方１万８，０００円、死産児の方１万１，０００円、胞衣等６，０００円とさせていただいております。

６ページに参りまして、今回の改正による年間影響額です。これは当然、現在の予測値でございますので上振れ下振れがございますが、おおむね２９０万円程度の歳入増を見込んでおります。下の参考資料において、おおむね１６．７％の負担率から２６％と１０％程度の負担増をお願いするものでございます。

最後に、改正につきましては、議決をいただいた後、令和７年４月１日から実施をさせていただきたいと考えております。議決をいただいた後、速やかに広報、ＳＮＳ、関係者周知を周知徹底をまいります。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

平井委員。

委員（平井明道君） 今回の火葬料金の値上げの理由は、大体おおむね理解できました。自分でも調べたのですが、広島その他市町では12歳以上の居住者で北広島町は町内は2万8,000円、それ以外は5万6,000円、江田島では2万2,000円、それ以外は4万4,000円など、他市町でかなり値上がりしていることが分かりました。

その中で、竹原市のこのたびの1万160円から1万5,000円へ、市外の方は1万5,240円から3万円の改定案、これは妥当な価格設定でないかと私は思っているのですが、その中で私が1つ感心させていただいたのですが、市内の居住者で亡くなられた18歳未満の方を無料にする案を考えた理由について教えていただけませんか。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（内山 修君） この検討につきましては、おおむねもう3、4年前から検討しておりました。市内の方に値上げをするということは非常に負担があるということで、もちろんお支払いができない方は現在でも関係者の協力の下に葬儀を行っておりますが、何とか市内の方にも負担感をなくすように検討した結果、他市町の少数ではございますけど、民法改正に伴いましてこの年齢区分を変えている自治体がございます、その自治体を参考に今回年齢を変更させていただいた次第です。

以上でございます。

委員長（下垣内和春君） 平井委員。

委員（平井明道君） 理解できました。

あともう一点お聞きしたいのですが、他市町に住む方からお聞きしたのですが、竹原市は市外移住者でも極端に火葬料金が安いので他市町からわざわざ安いという理由で竹原市に火葬に来る方もおられるといううわさを聞いたのですが、実際はこういう事実はあるのでしょうか、お聞かせください。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（内山 修君） 結論から申し上げますとございます。これもいろいろ事情がそれぞれあるのですが、ちょっと私どもからしては想定外といいますか、あったのが、いわゆるお墓の土葬の骨を火葬したいというお話で、市外から御相談がございました。土葬の骨というのは、基本的には普通の一般のお寺に納骨できません。その前に火葬しなきゃいけないということで、改葬許可といいまして、皆さんお墓を移動するときには改葬許可が必要になりますが、その改葬許可を取られて広島の方へ御相談をされたそう

です。先ほどの一覧表を見ていただくと分かるんですが、広島市は市外の方は5万9,000円なんです。竹原市が1万5,240円ということで、その方は3体ございまして、16万円、17万円かかるのが、竹原だと5万円以下で済むということで、竹原市へ来られて火葬を行い、広島市のお寺に納骨をされたということがございまして、事情が事情です。レアケースかとは思いますが、しかしながら私どもが今回料金改定の一つのモチベーションになったのは事実でございます。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 平井委員。

委員（平井明道君） どちらにしても火葬場の老朽化で修繕費は莫大かかるといいますので、今後の市民サービス低下になってしまったら元も子もないといいますので、そのことを踏まえた上で今後も適正な料金設定をよろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） 答弁は。

委員（平井明道君） 大丈夫です。

委員長（下垣内和春君） ほかにございますか。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 料金の改定、もう前々から言われていたと思うのですが、何で今頃やるのか、もっと早くやるべきではなかったのかという単純な思い、そこら辺はどうなのかなという、参考までにお聞きさせてください。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（内山 修君） 先ほども申し上げましたが、委員さんの御指摘のとおり、3年か4年ぐらい前から一応検討はしておりました。案のほうも大分熟度が上がってきたとは思っておりましたが、1つ、忠海永楽院の廃止ということは、これは何十年前からの懸案でございまして、放置されている火葬場、それは条例を廃止すればいいのですが、その前に過去の市民感情というのをまずはお聞きした上で説明をしなきゃならないということで、今回、条例を整理する上で忠海永楽院がこの表に載ってては、休止している条例の中にあってはおかしいだろうということで、その整理に少し時間をいただいたということでございます。

委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 永楽院の問題はもうずっと前からがっさり山みたいになって、管理もほったらかしで、もうずっと懸念はあったわけですけど、そこらもちょっと怠慢と言う

までもないけど、やはりこの料金改定から遡っていくと少し事務的な作業が、これはずるずるずるずる、ほかのこともそうだったのよ。極端な例を言ったら、昔水道代とかごみの袋のありとあらゆる行政事務が、だからもうやらなきゃいけないことはちゅうちょせずに、これは否定しているのではないよ、だからそこら辺は留意事項として議会として指摘しておきたいと思うのよね。全般についてやらなきゃいけないことを早くやるほうが、どうせやらないといけないわけで、その点についてよろしく願いをさせていただきます。

委員長（下垣内和春君） 答弁は。

委員（吉田 基君） どっちでも。

委員長（下垣内和春君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今、委員御指摘のことにつきましては、今回のこともそうでございますけど、市民の皆さんのいろんな御理解もいただきながら進めていくということが重要な案件がいろいろあるかと思います。そういったことで、当然、他市町というか、そういう他のところではどんどんやられていることが、本市において進んでないということもいろんな案件においてあったと思うところもございますが、我々そういうスピード感も持ちつつ、また市民の御理解もいただきながら、できるだけスピーディーにあらゆるものに対応はしていきたいというふうに思います。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

ほかに。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 私は、今、忠海の議案が出てびっくりしたのだが、これは20年ぐらい前よ、19号台風の折、煙突が倒れて、議案で上げるような話があったのよ。修繕費が800万円、私は反対したのよ。それでそのままになって、私は現場へ2遍ぐらい行ったかな。ごみだらけだったのよ、ごみの捨場だったのよ。それで反対したのだがね。新しい火葬場ができたんだから。呉の例を取って、呉なんか焼山まで時間物すごくかかるからね。そういう面を考えたら、もう廃止を何回しても管理していたら管理費も大変だからということで、予算は計上させなかったのよ。あれは800万円を出すということだったのだが。今聞いて、まだあれから20年ぐらいになるのだが、骨董品で後生大事にしていたのか、こういうことは要らない経費が要ることよ。この前も私は寝ながら、これから解体がどれぐらいあるかなと思って、小学校や公共施設が10棟あるわ、10棟。どのぐらいかかるのかなと思って寝ながら考えていたのだが。これは無駄な経費になるから、現場へ

行くだけでも無駄だから、やっぱり早くやること。

それから、現在、墓地の駐車場、あれは上はいくらぐらいあるの、今のところ。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（内山 修君） 竹原市斎場ですかね。大体20台から30台はとめれるのですが、ただ奥に中央幼稚園さんのグラウンドがありますので、通路はちょっと除きますけど、20台ぐらいはとめれると思います。

委員長（下垣内和春君） いいですか。答弁よろしいですか。

ほかにございますか。

山元委員。

委員（山元経穂君） すみません。本来、事前説明を聞いている立場なので、発言は控えないといけないのですか、ちょっと大きな観点なので1つ市側の見解を聞きたいと思いますけど、今回の値上げに関してはまず誤解のないように言っておけば私は賛成です。市民と市外の方の差をつけるのにも賛成です。先ほど、課長が説明された年間影響額、増加額が300万円、300万円でも大事なお金ではあるのですが、ただ度々今まで予算とか決算でもほかの議員さんからも議論があったように、もうこれは大幅な改善というか、そういうことを見越していかないといけないわけですよね。この300万円がどれだけの足になっていくのか、今で4,000万円ですか、高いところで。令和7年の見込みで3,000万円ですというようなことを考えていったら、300万円年間増えてもまだまだこれから大変だと思うのですよね。ということを考えてみたら、今、連携中枢とかいろんなことをやってますけど、この火葬場においても何か他市町と組めるような形で対処していくとか、そういうことも1つの視点として必要ではないかと思うのですが、その辺の見解についてお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） 地域づくり課長。

地域づくり課長（内山 修君） 私どもの課というのは、一応広域処理というのを今ごみのエコパークでやっておりますけども、広域の観点も確かにあるのですが、火葬場というのは都市計画決定が必要でございまして、各市町が考える域内処理という考えがありまして、そこが障壁になる可能性があります。ですので、かなり高度なテクニックといえますか、交渉技術といえますか、そういったものがあれば、もちろん広域処理というのは1つの検討材料とはなりますけども、今すぐというのはなかなか時間が、協議するといえますか、合意形成には相当な時間が必要かなとは思っております。

委員長（下垣内和春君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 各市町でこういう使用料が出ているということはそういうことなのだろうと思いますが、今課長の言われた高度なテクニックという話もありましたけど、こういうところを訴える機会があるのだったら、それが市長会なのか市議会議長会なのか、それとも国への要望なのか分からないですけど、やっぱりもうこういうことも考えていかなければならないのではないかなって、単市でこういう施設を維持していくのもなかなか大変なことになっていると思いますので、この辺のことも国法があったり県の条例があったりして大変のかもしれないですけど、今後考えていただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） 答弁はよろしいですか。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第21号令和6年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（大森宏一君） それでは議案第21号令和6年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案等補足説明資料により御説明いたします。

まず、歳出から御説明差し上げますので、10ページを御覧ください。

療養給付費負担金及び高額療養費負担金につきましては、広島県からの通知により令和6年度の当初予算を計上しておりましたが、高度な医療技術の普及などにより医療費が増加し当初の見込みを上回ったため、それぞれ増額するものでございます。

療養給付費負担金は2億8,600万円、高額療養費負担金3,300万円、合わせて3億1,900万円を増額計上するものでございます。

次に、歳入でございます。

8ページにお戻りください。

まず、（1）から（3）につきまして、こちらは税務課の所管になりますけれども、被

保険者数が当初の見込みを上回り、それによりまして所得総額や均等割額、平等割額が増えたことにより、国民健康保険税の医療給付現年課税分が1,202万8,000円、後期高齢者支援金現年課税分487万7,000円、介護納付金現年課税分を65万8,000円、合計1,756万3,000円を増額するものでございます。

9ページになります。

(4)番、先ほど歳出で説明した負担金3億1,900万円を県からの交付金として同額を増額計上しております。

1つ飛ばしまして(6)になりますが、令和5年度国民健康保険特別会計の精算に伴う前年度繰越金を212万6,000円増額計上し、(5)番に戻りまして、歳入調整のための基金繰入金を1,968万9,000円減額計上することにより、収支の均衡を取っております。

以上によりまして、現行予算27億6,434万4,000円から歳入歳出それぞれ3億1,900万円を増額し、総額30億8,334万4,000円とするものであります。

議案第21号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長(下垣内和春君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(下垣内和春君) ないようですので、次に参ります。

議案第23号令和6年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域支えあい推進課長。

地域支えあい推進課長(広近 摂君) 議案第23号令和6年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

介護保険特別会計の補正につきましては、介護保険サービス費の増加による保険給付費増額補正及び国庫支出金等の増額補正の内容となっております。

補正予算書が117ページからとなりますが、詳細な説明につきまして、市民福祉部の議案等補足説明資料の11ページをお開きください。

まず、12ページになりますが、歳出のほうから御説明申し上げます。

介護サービス費のうち、居宅介護サービス及び（２）の地域密着型介護サービスにつきましてですが、令和３年度から令和５年度までの介護保険の認定者数や介護サービス見込み量の変化率を基に将来推計値を見える化システムにて当初予算を計上しておりましたが、サービスの利用の増加によりまして増額補正をするものとなっております。居宅介護サービスのほうが４，３００万円、地域密着型サービスのほうが１，８００万円増額するものとなっております。

また、１３ページに飛ぶのですが、（３）の高額介護サービス費なのですが、介護サービス費の利用者負担額が自己負担限度額を超えた場合、高額介護サービス費の申請をすることで後から自己負担限度額を超えた金額が支給されます。その介護サービス費の申請勧奨を毎月行った結果、高額介護サービス費の申請が増加し、適正に審査した結果、高額介護サービス費が増加したことから、１，４００万円を増額補正するものでございます。

次に、戻っていただきまして、歳入のほうの御説明をいたします。

先ほど歳出のほうで介護保険サービス費及び高額介護サービス費の増額補正をしたことにより、歳入のほう为国庫負担金１，４９２万１，０００円、国庫補助金としまして調整交付金を５２５万円、（３）の支払基金交付金が２，０２５万円、（４）県負担金が９４万５，０００円、５番の一般会計繰入金が９３７万５，０００円、６番、介護給付費準備基金繰入金１，５７４万９，０００円、それぞれ増額補正するものとなっております。

これらのことから、当初の歳入歳出補正予算の総額がそれぞれ７，５００万円追加する補正の額の内容となっております。

令和６年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第２号）についての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次一問一答でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第２４号令和６年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（大森宏一君） 議案第２４号令和６年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第１号）について御説明いたします。

こちらにつきましても議案等補足説明資料により御説明いたします。

まず、歳出でございますので、１６ページをお開きください。

後期高齢分賦金いわゆる後期高齢への納付金につきまして、広域連合において保険料負担金等について再計算した結果、被保険者数の減などにより減額となるものでございます。

内訳としては、④番にあります特別徴収保険料が２，４９２万１，０００円の減、普通徴収保険料現年度分が７８１万９，０００円の減、普通徴収保険料滞納繰越分が１７万８，０００円のこちらは増、保険基盤安定繰入金が５２９万４，０００円の減、前年度繰越金が１５６万４，０００円の増、保険料延滞金が２万９，０００円の増、合計で３，６２６万３，０００円を減額するものでございます。

次に、歳入でございます。

１４ページになります。

内訳については、先ほど歳出で説明させていただいたものと同額をそれぞれ計上するものでございます。

（１）から（３）の保険料が特別徴収と普通徴収の現年度分がそれぞれ減額、滞納繰越分が増額となり、合計３，２５６万２，０００円の減。

次に１５ページになります。

（４）広域連合において各市町の保険基盤安定繰入金を再計算した結果、５２９万４，０００円の減、（５）令和５年度後期高齢者医療特別会計の決算により繰越金が生じたため、前年度繰越金が１５６万４，０００円の増、（６）保険料延滞金収納額が見込みを上回るため２万９，０００円の増となり、合計３，６２６万３，０００円を減額するものでございます。

以上によりまして、現行予算６億１，１７５万３，０００円から歳入歳出それぞれ３，６２６万３，０００円を減額し、総額５億７，５４９万円とするものであります。

議案第２４号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

ここで説明員を入れ替えますので、暫時休憩をいたします。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

議案第 10 号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（古川芳民君） おはようございます。

では、議案第 10 号について御説明申し上げます。

説明については参考資料の 11 ページから説明をさせていただきたいと思います。

議案第 10 号市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

本案は道路法の規定により市道路線を廃止及び認定することについての議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、大王地区浸水対策事業に係る工事及び市道忠海中学校線道路改良工事に伴いまして、5 路線の市道を廃止した後に、新たに整備する 6 路線を市道として認定いたします。また、塩浜地区において実施される民間の開発行為に伴い、新たに 2 路線、合わせて 8 路線を新たに認定するものでございます。

個々に説明を申し上げます。13 ページをお開きください。

本町四丁目地区の平面図がございます。別図 1 になります。

本町四丁目の上市住宅、大王住宅の跡地に現在大王地区の浸水対策事業に関連いたしまして雨水貯留池の整備を進めておりますが、その整備に伴いまして、市道 2 路線を廃止いたしまして、番屋 2 号線、番屋 3 号線の 2 路線を廃止いたします。

続きまして、15 ページを御覧ください。

右肩、別図 3 でございます。

雨水貯留池の配置に併せまして、周辺の家屋への接道に配慮しながら新たに番屋 2 号線から番屋 5 号線までの 4 路線を認定するものでございます。

続きまして、14 ページ、右上別図 2 を御覧ください。

こちらは忠海地区で、右上に忠海学園が平面図に載っております。左下が忠海港のほうになります。現在のこの 3 路線を廃止、忠海中学校線及び 3 丁目 2 号線、1 号線を廃止いたしまして、17 ページを御覧ください。別図 5 になります。

新たに整備しております忠海中学校線を、堀越新地町線と、忠海学園につながる路線を忠海学園線として新たに2路線、市道認定をいたすものでございます。

1つ前に戻りまして、16ページになります。右から別図4です。

こちらは塩町四丁目、元の県の若竹寮があるところでございますけども、奥に民間の開発団地がございます。その奥に新たに開発行為が行われまして、開発行為が行われました2路線について、新たに市道として認定するものでございます。

以上5路線の廃止と新規8路線の認定の説明でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。ありませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） これは、塩町はどこにあるの。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（古川芳民君） 場所は塩町四丁目ということで、元若竹寮といって県の寮がありました。ちょっと広い道路があると思うのですが、突き当たりの北側に開発された団地があるのですが、そのさらに奥に少し開発行為が進みまして、進んだところを2路線認定するものです。

委員長（下垣内和春君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第18号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（古川芳民君） それでは、続きまして議案第18号について御説明申し上げます。

引き続き、参考資料の67ページを御覧ください。

議案第18号でございます。

竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、たけはら海の駅や港湾施設の短時間利用者に関わる利便性の向上を図るとともに、港を核とした地域づくり、にぎわい創出につなげるため、竹原港市営駐車場の料金を

改定するものでございます。

改正の内容につきましては、駐車場時間のうち最初の1時間の駐車料金を無料とするのと同時に、24時間までの最大料金について現行の600円を800円とするものであります。

改正の内容といたしまして、表中の右、現行案、1時間につき100円、600円を超えるときは600円を左側の最初の1時間までは無料とし、その後1時間につき100円、800円を超えるときは800円というふうに改めるものでございます。

また、下段につきましては、駐車時間が24時間を超える場合につきましては、24時間につき800円ということで、こちらも600円を800円に改めるものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日ということで施行したいと考えております。

説明は以上です。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 無料の条件は何かあるのか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（古川芳民君） 無料については、1時間未満の利用について無料にするということで、特段それ以外の利用条件についてはございません。

委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） こういう店については、売店で買って1,000円以上は無料とかという大体条件があるのだが、病院でも診察する者と付添いの条件が変わるようなもので、見舞いとか、そういう条件はないということよね、一律1時間は。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（古川芳民君） おっしゃられるとおりです。一応、公益施設ということで、条件なしに御利用いただくという形になっております。ただ、レストランなんかは1時間ですとなかなか足りないところがあったりするので、その分についてはサービス券とかという対応にはなってくると思います。

以上です。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第25号令和6年度竹原市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第25号令和6年度竹原市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

別冊となっています令和6年度竹原市下水道事業会計補正予算書（第3号）をお開きください。

今回の補正予算は、令和5年度決算に伴います減価償却費、企業債利息などの調整をするほか、本年度国費の内示額が少なかったこと及び各種事業の精算見込みによる調整が主なものとなっております。

予算書の3ページをお開きください。

第2条業務の予定量の補正ですが、第4号主な建設改良事業費のうち、ア、管渠建設改良事業費において7,160万円減額し、3億4,985万3,000円に、イ、ポンプ場建設事業において200万円減額し、2,700万円に、ウ、処理場建設事業において1,170万円減額し、3,660万円にするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正ですが、収入として第1款下水道事業収益を1,164万8,000円減額し、6億540万5,000円に、支出として第1款下水道事業費用を631万7,000円減額し、5億8,622万7,000円にするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の補正ですが、収入として第1款資本的収入を8,296万円減額し、5億7,103万円に、4ページを開いていただきまして、支出として第1款資本的支出を8,530万円減額し、7億8,008万8,000円にするものでございます。

最後に、第5条他会計からの負担金、補助金及び出資金の補正といたしまして、3億7,242万3,000円から1,840万円減額し、3億7,058万3,000円に改めるものでございます。

それでは、各項目につきまして、補正予算書の予算基礎資料により説明をいたします。

14ページをお開きください。

まずは、収益的収入及び支出の支出のほうから説明をいたします。

下段の支出の欄を御覧ください。

営業費用として464万4,000円、営業外費用167万3,000円減額するものでございます。主な減額理由といたしまして、令和5年度工事により取得した資産額が決算で確定したことに伴います減価償却費及び支払利息が当初見込みより少なくなったことにより減額するものでございます。

次に、収入の説明をします。上段の収入の欄を御覧ください。

営業収益として10万7,000円、営業外収益として1,154万1,000円を減額するものでございます。こちらも主な減額理由といたしまして、令和5年度決算及び令和6年度補正予算に伴います各種事業の精算見込みによるものでございます。

15ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の説明をいたします。下段の支出の欄を御覧ください。

支出につきましては、国費の内示減及び各種事業の精算見込みにより、管渠建設事業費においては工事請負費7,160万円の減額、ポンプ場建設費においては工事請負費200万円減額、処理場建設費においては1,170万円の減額となっております。

次に、収入の説明をいたします。上段の収入の欄を御覧ください。

収入につきましては、国費の内示減及び工事の精算に伴い8,296万円減額するものでございます。

なお、国からの予算内示につきましては、当初要望額に対して84%、以降国の追加補正があったことから、最終的には87%となりましたが、それに伴い、補助事業及び付随する単独事業費約8,500万円分の事業に係る財源の整理が必要となったことから、国庫補助金、起債などの財源整理を行うものでございます。

6ページから8ページが補正予算書の実施計画書、9ページにはキャッシュフロー計算書、10ページ、11ページが予定貸借対照表となっております。後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和6年度竹原市下水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

午前１０時５７分 休憩

午前１０時５８分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第１１７条第１項の規定による委員外議員の出席、または第２項の規定による委員外議員の発言についての要求を求める方は申出を願いますが、委員外議員がいらっしゃいませんのでなしということでさせていただきます。

申出がありませんので、付託議案についての委員間討議を始めます。

これまでの質疑、答弁を踏まえ、各議案に対する意見、疑問点、追加の質疑の必要性等発言がありましたら、挙手をお願いいたします。

発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 追加の質疑等もなしと認めます。

以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前１０時５９分 休憩

午前１１時００分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第１０号市道路線の廃止及び認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１１号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１６号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１７号竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号令和 6 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号令和 6 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号令和6年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号令和6年度竹原市下水道事業会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） 御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。

説明員は退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 08 分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

建設部から報告がありますので、これを受けたいと思います。

建設部長の発言を許可します。

建設部長。

建設部長（岡崎太一君） 建設部でございます。

引き続き、その他事項といたしまして、竹原市立地適正化計画の改定について御説明します。どうぞ慎重な審議を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

委員長（下垣内和春君） それでは、担当課から説明を受けてまいります。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

3月に改定を予定しております竹原市立地適正化計画の改定についての報告となります。

まず、1番目の要旨になりますが、竹原市は人口減少が進んでおりまして、空き家が増加するなど空洞化が進み、都市の活力低下が懸念をされているところであります。こうした背景を踏まえ、持続可能な都市構造を構築し、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境を実現するため、竹原市立地適正化計画を当初平成30年に策定をいたしております。

この立地適正化計画の策定から5年が経過したということで、令和5年度、それから今年度、2年度をかけまして見直しを行っているところであります。

2番目の改定のポイントとなります。

1つ目が居住誘導区域の見直し、2つ目として防災指針の追加、3つ目が中間5年、こ

れまでの5年間の検証の実施というふうなことで、詳細につきましては計画の概要版をもって説明をさせていただきたいと思います。

概要版の1ページをお開きください。

計画の策定の背景につきましては先ほど申したとおりですので、次に2番目の真ん中辺りになりますが、立地適正化計画とはについて説明させていただきます。

竹原市は、現時点で人口減少が顕著な状態にあり、空き家、空き地の増加による都市のスポンジ化などの傾向が顕著になりつつあります。今後の人口動向や地域性など改めて分析した上で、まちづくりと公共交通を組み合わせる市の将来像をつくっていくことを目的として策定するものであります。

一番下になりますが、計画の期間でありますけど、この立地適正化計画といいますのは長期的なまちのあるべき姿を定めていくという計画でありまして、計画期間につきましては平成30年から令和19年度までの20年間というふうになっております。

2ページをお開きください。

立地適正化計画におけるまちづくりの方針であります。

中の四角の枠で囲んであるところになりますが、まず竹原市の課題としまして大きく6つ分けております。

1つ目が、人口減少と人口密度の低下によりまして、日常生活施設、日常生活サービス施設の維持が難しくなってくる可能性があるというものであります。

それから、2つ目の土地利用ですが、空き家や空き地の増加による都市環境の悪化が懸念されるということになっております。

3つ目、公共交通ですが、人口減少等により公共交通機関の利用者が減少し、路線を維持していくことが困難になることが懸念をされております。

それから4つ目、右側に行きますが、都市機能施設、商業、医療、福祉施設など、日常生活サービスの利用者が減少し、これらの施設が存続できなくなるおそれがあります。

それから、5つ目の経済、財政の動向についてですが、地価の下落等により税収減あるいは社会保障費の増大により、財政への影響が懸念されるとなっております。

それから、6つ目の災害ですが、本市の場合、用途地域縁辺部に土砂災害特別警戒区域でありますとか浸水想定区域が多く指定されているということで、こういった防災・減災に向けた都市づくりが求められております。また、近年、自然災害の頻発化、激甚化も大きな課題となっているところであります。

こうした6つの課題を踏まえまして、都市づくりのテーマとして瀬戸内に映える持続可能な都市づくりの実現のため、1から3までの基本方針を定めております。

それから、一番下になりますが、立地適正化計画に定める事項の大きな柱として、居住を誘導すべき区域、それから都市機能を誘導すべき区域、立地を誘導すべき施設がありまして、3ページ目以降にそれぞれの誘導区域の設定の方針、考え方を示しております。

3ページをお開きください。

まず、上の居住誘導区域の設定方針となります。

居住誘導区域は、既成市街地における人口密度、公共交通利用圏及び将来見通しを勘案し、良好な居住環境が確保されるよう定めるものであります。

以下、6つの視点をもって居住誘導区域の設定を行っております。

視点1として、用途地域や土地の利用、人口の状況、公共交通等の視点を踏まえ、居住誘導を図るべき拠点かどうかをまず検討を行います。それから視点2、公共交通の利便性に関する視点。視点の3として、人口が一点に集積している地域。こういった6つの視点でエリアを定めていくこととしております。

今回の改定では、右側の視点5、災害リスクの視点によりまして、災害リスクの高い土砂災害特別警戒区域や避難所が遠い区域、こういったものを除く見直しを行っております。

次に下の4番目になりますが、都市機能誘導区域の設定方針であります。

都市機能誘導区域は、交通の現状及び将来の見通しを勘案し、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効率的に図られるように定めるものであります。

本市においては、視点1、拠点ごとの都市機能誘導の方向性から、右側の下になりますが、視点4、市の施策との整合性の4つの視点によりましてエリアを設定することとしております。

今回の改定では、歴史的建造物の活用など、観光まちづくりを推進することとしていることから、新たに竹原町並み保存地区を区域に加えるという改正を行うこととしております。

次のページになりまして、4ページと5ページにそれぞれの竹原地区、忠海地区、大乘地区、吉名地区、各地区ごとに居住誘導区域、それから都市機能誘導区域、これは改正後の区域を図示したものとなっております。緑色の区域が居住誘導区域、その内側に都市機

能誘導区域が赤色で表示をされております。

それでは、6 ページのほうをお開きください。

立地適正化計画の具体的な誘導施策であります。

人口減少や財政の制約など厳しい社会情勢の中にありますが、目指すべき将来都市構造を実現させていくため、居住誘導区域、都市機能誘導区域や誘導施設との整合性を図りながら持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティーの実現に向けて関係部署が連携して取り組んでいくこととしております。

3つの基本方針ごとに14の施策として整理をいたしております。

それから、7番目になりますが、立地適正化計画における目標の設定となっております。今回の改定に伴いまして、目標の設定のほうも改正することとしております。

目標設定は5点としておりまして、まず1つ目が4拠点での居住誘導区域内の人口密度、2つ目が公共交通の利用者数、3つ目が都市機能誘導施設が充足している区域、4つ目として市民1人当たりの都市関係施策に関するコスト、最後に住みよさの満足度という5つの目標設定を行っております。

最後7ページをお開きください。

防災指針となります。

近年の自然災害の頻発化、激甚化を受け、法改正が令和2年に行われまして、立地適正化計画に新たに位置づけられたものであります。居住や都市機能の誘導に伴い、誘導区域を中心に存在する災害リスクの回避、あるいは低減のための方針や対策を位置づけるものであります。

防災まちづくりの指針を災害に強く、安全に暮らせる都市づくりとし、1から4に示しておりますように、ハード・ソフト両面の取組により、リスクの回避あるいは低減を図ることとしております。

最後に、災害リスクに対する取組の方針ですが、居住誘導区域等における災害リスクと課題に対して、下の表に掲げております17の取組方針により、それぞれに存在するリスクの回避、低減を図ることとしております。

足早の説明になりましたが、今回の改正に当たっての報告とさせていただきます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、説明員は退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて次に参ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。

その他、委員の皆様におかれて、継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 最近あった事件で、埼玉県でしたか八潮市で下水道管が老朽化して道路が下がってというような大変な事故になったという話がありましたけど、今日も話ありましたけど、まだ下水道のほうはうちはまだやり始めてそんなに年月たっていない。今、上水道のほうはもう県の企業団のほうに入ってしまった。だから、ちょっとこの辺のところは別として、ただトンネルとか橋梁とか道路の維持というところで、公共交通インフラの老朽化対策については、これから議論していかなければならないのではないかなと、埼玉県の事件があつて以来、かなりテレビでそういう老朽化問題というのが取り上げられているので、これも先ほど委員会の中でも吉田委員から議論があつたように、根本的なことを本当はやっていっておかなければならなかったのが、今全国的に財政とかいろんな問題でできてなかったと、これからこれってすごい大きな問題になると思いますので、国土強靱化と似たようなものだと思いますが、その辺、皆さんがもしよければ個別案件の中に入れていただきたいと思います。

委員長（下垣内和春君） ほかにございますか。

今の山元委員さんの言うのは、公共インフラ等についての点検等を実施するほうがいいのではないかということ。

委員（山元経穂君） もちろん長寿命化計画とかでやっているのは分かっているのです。ただ、これからもっと大変なことになっていくだろうというので。危機意識が相当いるのではないかと。

委員長（下垣内和春君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 関連しているのですが、竹原市の持っている課題、八潮市さんの下水道は都市部よね、こんな大きな5メートルぐらいの直径、うちは幹線でも2メートル弱。ちょっと前になるのですが、忠海団地の道路の下が空洞になっていたのよね。前から何回も何回も住民からちょっとおかしいからおかしいからという、ああいうことが大事ではないかなと思うよね。多分あそこの八潮市もそういう懸念があったけど先送り。だから、何が言いたいかというと、うちも老朽化に対してきちっとした対応を取る。大したことないと思うのよ、この小さい範囲だから。トンネルとかといっても、あるところというて僕もちょっと思いつかないぐらいやけど、あそこの洞門、あれは国交省だけだね。それはそれとして、そういうものもピックアップしていって、そんなに手間暇かからないけど、事故が起きたときに大変になるから。河川で言えば賀茂川のこっちから行って右側の護岸、東野がやられていたでしょう。だから、あれがもう皆ちょっとしたことで行くから、ああいうのをきちっと一遍検査しておく。アリの一穴と言うけど、あれが壊れたら行くところは絶対何遍も行く、一番圧がかかるところはもう川の形状によってかかるのだから、応力モーメントではあつと来る、何遍も何遍も来る、そこが弱る。決壊するという。だから、そういう体制、同じ意見だろ。

委員長（下垣内和春君） 同じ意見です。

委員（吉田 基君） 同じ意見で、僕も追伸で言いたいわけよ。それを委員会としてそういうことをきちっと理事者にやりなさいよと、多分、担当の職員もそういうことを懸念していると思うのよね、指示があるかないかだけ。今の部長だったらするよね。真面目そう、分からないけどお願いします。

委員長（下垣内和春君） 今の山元委員、吉田委員の同じような……。

委員（吉田 基君） どういう形で理事者に進達するのか分からないけど。

委員長（下垣内和春君） 意見を踏まえたことを含めて、前回からあることも踏まえて、議長に申し出ることに對して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

ないようですので、以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

午前11時27分 閉会